

1 課題 子どもの学力と体力、気力の向上や充実を図るためには、子どもの生活の基礎となる生活習慣を整える必要がある。

2 課題解決の方向性

- (1) 子どもの家庭や地域における生活に係る諸課題を、学校・家庭・地域が共通理解し、解決に向けて一体となって取り組んでいくため、「子どもの生活習慣に関する指針」を策定する。
- (2) 「やまがた教育月間」に合わせフォーラムを開催し、指針の趣旨についてフォーラム参加者に伝達するとともに、社会全体で子どもの生活習慣づくりを見守ろうとする気運を醸成していく。
- (3) 策定された指針の理念が効果的に各家庭等に普及できるように、県家庭教育アドバイザーや教員等が親の学習機会等で活用できる指導者用資料を作成する。

3 具体的取り組み

- (1) 「子どもの生活習慣に関する指針」の策定について
 - ① 指針は、県教育委員会が策定した『『いのち』輝く7つの約束』の7番目の項目、(わが家の約束) について、家庭教育の視点から子どもの生活習慣改善に特化したもので、その参考・例示となるものである。
 - ② (わが家の約束) として生活習慣について見つめ直すことを各家庭に促し、「学校」「家庭」「地域」が一体となって生活習慣について再確認する契機とする。

子どもの生活習慣に関する指針について (骨子案)

1 作成の視点

- (1) 基本的な生活習慣を身に付けるうえで、普遍的なもの
- (2) 学習状況調査から、山形の子どもたちが優れているところ
- (3) 学習状況調査から、特に改善を要するところ

2 指針作成の骨子案 (上記との関連)

- ・ 早寝、早起きを推奨すること (1) (2)
- ・ 朝ごはんを確実に取ること (1) (2)
- ・ あいさつを自ら気持ちよくすること (1)
- ・ 長時間のテレビ (DVD・ビデオ含む) 視聴、ゲームを改めること (3)
- ・ 学校や家庭のきまり、友だちとの約束を守ること (2)
- ・ 家庭で、宿題、読書をする事 (3)
- ・ 地域等の行事に関心をもつこと (2)

以上7項目を標語形式等の短文に置き換えたものを振興室案として示す。

策定委員から伺った御意見を汲み、場合によっては追加項目も想定している。その場合は最大でも10項目までにする。

指針策定等のスケジュール

	期日	会議等	内容
1	平成 29 年 6 月 13 日 (火)	県家庭教育支援検討部会 (兼：第 1 回策定委員会)	策定スケジュールと骨子案に ついての共通理解 他県の取組事例等
2	8 月 30 日 (水)	第 2 回策定委員会	指針 (案) の検討
3	9 月 14 日 (木)	第 181 回県社会教育委員の会議	策定状況の報告
4	10 月 31 日 (火)	第 3 回策定委員会	指針 (案) の検討 活用法の検討
5	11 月 11 日 (土)	子どもの生活リズム向上 山形県フォーラム (兼：県 PTA 指導者研修会)	趣旨説明 指針 (案) の公表 PTA 関係者等への啓発
6	12 月	パブリックコメント	県民からの意見聴取
7	平成 30 年 2 月 15 日 (木)	第 182 回県社会教育委員の会議	最終案の提示・報告
8	随時	庁内における検討・調整等	

子どもの生活習慣に関する指針の策定 平成 30 年 3 月

(2) 「子どもの生活リズム向上山形県フォーラム」開催について → 11月11日(土)開催
やまがた教育の日

(3) 「子どもの生活習慣に関する指針」を普及させるための「指導者用資料の作成」
(平成 29 年度)

①指導書の内容

指針、策定の経緯、指針の背景及びデータ、活用事例等 がその主な内容

県家庭教育アドバイザー、PTA関係者、教職員 が使用することを想定して作成

指針を含めた指導書のコンテンツすべてをデータ化しメディアに収録したものを
添付する → すぐ使える情報源として活用

②想定される活用の機会 (平成 30 年度～)

- ・小中学校における PTA 総会
- ・小中学校における学年、学級懇談会
- ・やまがた子育て講座
- ・家庭教育出前講座 他